

# 気候関連開示テーマに講演会

## 東京海上・長村氏が国際的論議を解説

### ジャパンリスクフォーラム

ジャパンリスクフォーラムは5月26日、東京都千代田区の日本工業倶楽部で「気候関連開示の国際展開」と題した講演会を開催した。東京海上ホールディングスフェロー(国際機関対応)で、金融安定理事会(FSB)・気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のメンバーである長村政明氏が、現在、法定開示化が国際的に進行している気候関連財務情報をめぐる論議や日本での取り組み、今後の展望などについて解説した。当日はハイブリッド会台で行われ、会場・オンライン合わせて多数の企業経営者や実務家などが参加した。



長村氏

長村氏ははじめに、TCFDの成り立ちや現在のG20財務大臣中央銀行までの議論の経緯について、総裁会台で、気候関連課

題に対して金融セクターがどのように考慮していくべきかについて、官民関係者の招集を要請された金融安定理事会(FSB)が同年12月にTCFDを設立。17年6月に気候関連財務情報について投資家の適切な投資判断に資する任意開示(推奨開示)の枠組みに関する提言を公表した。長村氏

は、TCFD提言の特徴として、気候変動がもたらすリスク・機会を認識し、シナリオ分析を通じて戦略のレジリエンスを示すことを促している点を指摘した。また、TCFDが国連気候変動枠組条約(UNFCCC)と

%に相当する821機関が賛同している。長村氏はこの一因として、19年5月に創設された「TCFDコンソーシアム」を挙げ、同機関が官民および金融/非金融間横断的な連携を図ってTCFD提言に即した開示の実施に取り組んでいることが国際的な評価を得ていると指摘。また、TCFDの枠組みや推奨指標の策定過程で日本から数々の有益な視点を提供しており、それが推奨指標に反

候関連事業機会に即した資産および/または事業、投資、融資活動の割合⑤気候リスクおよび機会にかけられる費用もしくは資本支出の額⑥内示的カーボンプライス(組織内で用いられているGHG排出の1トン当たり単価)⑦気候関連にリンクしたシニア経営層の報酬割合⑧といった気候関連指標を提示している。GHG排出量については、測定方法のスタンダードとなっているGHG

関係する他者の排出)が定められている。2050年のネットゼロ実現には自社だけでなく、バリューチェーン全体でのGHG排出削減が重要との認識から定められたScope3は、さらに15のカテゴリーに分かれており、当該事業者を持ち込まれる過程で排出される「上流」(カテゴリー1&8)と、事業者から持ち出される過程で排出される「下流」(カテゴリー19&15)に分かれる。長村氏は、仮に対象企業が全てScope1、2、3を算出して開示すると、地球上の全排出量の何倍にもなると指摘した上で、とりわけ金融機関に開示が求められているカテゴリー15「投融资に伴う排出」(Financed Emissions)の取り扱いが非常にセンシティブな問題であり、現在の、各国の関

## 企業はTCFD提言を戦略策定の一環に

は異なるトラックで生まれた点をポイントに挙げた。続いて、日本のTCFDへの取り組みについて紹介した。今年4月25日時点でのTCFD賛同機関数では日本が最多で、全3278機関の25

め定の量情報として、①GHG(温室効果ガス)排出量の移行リスクに晒されている資産および/または事業、投資、融資活動の割合③物理的リスクに晒されている資産および/または事業、投資、融資活動の割合④気

プロトコルにおいてScope1(事業者自らによる直接排出)、Scope2(他者から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)の他、Scope3(Scopes)の取り扱いが非常にセンシティブな問題であり、現在の、各国の関

係機関やインシアチフで盛んに議論になっていると説明した。この他、改訂のポイントとして、ポートフォリオ・アライメントに関する推奨開示や移行計画の開示、目標設定における原則などを紹介した。

後半は、FSBが示す気候関連財務リスク開示の行程表について説明した。FSBでは、今後数年がかりであらゆる財務的リスク判断において気候リスクが適切に配慮されている状態を築いていく考えを示しており、21年11月にIFRS財団傘下にISSBを設立して気候関連開示に着手。現在は、今年3月にISSBが公表した気候にフォーカスした新基準の公開草案を7月29日までの市中協議に諮っている最中であり、今年後半には最終版が公表される。その後、IOSCO(証券

監督者国際機構)でISSB基準追認の是非が検討され、追認されれば各国での基準作りのプロセスに入っていくことになる。長村氏は、日本では今年7月にISSBの受け皿機関としてSSBJ(サステナビリティ基準委員会)が設立される予定で、今後、日本国内の意見をISSBに届ける一方、ISSBが策定した基準を普及させるための役割を担うと説明した。

長村氏は最後に、気候関連財務情報の開示主体としての企業に対するインプリケーションとして、「TCFD提言を単なる開示プラクティスとしてではなく、戦略策定の一環、経営の幹で捉えることが重要」との考えを示した。

講演終了後には、参加者との間で質疑応答が交わされ、ISSB新基準の企業や機関投資家にとっての意味合い、Scope3への対応、他国の動向などについて質問が寄せられた。長村氏は、ISSB新基準について、「これまでのTCFD提言は一つの枠組みであり任意開示を前提としていたが、今後、ISSBが世に出すものは法定開示、つまり有価証券報告書での記載が求められるものだと認識する必要があるのではないか」と回答した。